

任意継続被保険者 各位

令和 7 年 11 月

山善健康保険組合

### 健康保険証の利用終了と資格確認書一斉交付について

健康保険証の利用は 12 月 1 日までとなります。

マイナ保険証を利用できない方に向けて初回（今回）に限り、資格確認書を一斉交付します。

#### 「資格確認書」とは？

医療機関へ提示することで、これまで通り保険診療を受けることができる紙の証明書です

#### 【マイナ保険証を利用できない方】

- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をしていない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の期限が切れている

資格確認証の交付対象者は 上記のいずれかに該当する加入員（本人・家族） ※10/16 時点の加入員情報

「マイナ保険証を利用しているが、念のため資格確認証も持っておきたい」等の理由による交付は絶対に行いません。健保ではマイナ保険証の利用登録状況を確認し、利用できない方にのみ交付することが義務付けられています。

また既に資格確認書をお持ちの場合は、今回の一斉交付は対象外となります。

#### 【有効期限について】

交付日から 1 年

有効期限翌日以降、引き続き資格確認書が必要な場合は各自交付申請をお願いします。

（申請書） [https://www.yamazen-kenpo-kikin.or.jp/kenpo/data/application\\_forms/36\\_file\\_pdf.pdf](https://www.yamazen-kenpo-kikin.or.jp/kenpo/data/application_forms/36_file_pdf.pdf)

※今回の一斉交付は 申請不要です

【配布方法】 任意継続被保険者のご自宅宛に送付

【配布時期】 令和 7 年 11 月 25 日から順次

#### 【注意事項】

- ・保険証の回収は行いません、ハサミ等で裁断をして各自処分をお願いします。
- ・資格確認書の有効期限内に資格を喪失される場合、またマイナ保険証が利用可能になった場合は、資格確認書を返却してください

問合せ先 健康保険組合（資格確認書全般について） ☐ yamazen-kenpo@yamazen.co.jp